

別紙様式第16号の22（第211条の72関係）

(日本産業規格 A 4)

保険業法第272条の32第1項に基づく少額短期保険主要株主承認申請書

(NO.)

年 月 日

財務（支）局長 殿

商号、名称又は氏名

住所又は本店所在地

〇〇 少額短期保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有（又は主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社の設立）をいたしたく、保険業法第272条の32第1項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請いたします。

1 申請者の概要(□)

※ 1 個人				
2 法人（1 株式会社 2 有限会社 3 その他（ ）） （団体名等： ）				
フリガナ（カタカナ） 商号、名称又は氏名				
フリガナ（カタカナ） 住所又は本店所在地				
業 業 の 種 類				
個人	生年月日 年 月 日		(フリガナ)	
			勤務先名称	
	職 業		勤務先住所	
法人	設立年月日 年 月 日		(フリガナ)	代表者役職
			代表者氏名	
	資本金額（百万円）			
事務上の連絡先 及び担当者名				
電 話 番 号				

2 申請者が保有する議決権の数及び議決権保有割合(ハ)

申請者が保有する議決権の数	(A)
少額短期保険業者の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	$(A \div B \times 100)$

3 保有の目的(ニ)

新保有の目的	
旧保有の目的	

4 取得資金(ホ)

(1) 取得資金の内訳

自己資金額（千円）		借入金額計（千円）	
-----------	--	-----------	--

その他（具体的に）

その他金額計（千円）	
------------	--

取得資金合計（千円）	
------------	--

(2) 借入金の内訳

(フリガナ) 名称(支店名)	業 種	(フリガナ) 代表者氏名	所 在 地	金 額 (千円)

(記載上の注意)

1 一般的事項

- (A) この様式において「議決権」とは、保険業法第2条第11項に規定する議決権をいう。
- (B) この様式において「申請者」とは、保険業法第272条の32第1項の規定により、少額短期保険主要株主の承認を受けようとする者（代理人が申請書の

提出をする場合には、当該代理人に提出を委任する者）をいう。

(C) ※のある欄は、該当する番号を○で囲むこと。

2 個別事項

(イ) 商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地

- (1) 申請者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入すること。なお、代理人が提出する場合には、申請書の提出を委任した者が、当該代理人に、申請書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を申請書1通につき1通ずつ添付すること。
- (2) 「商号、名称又は氏名」欄については、法人の場合には、法人の商号又は名称及び代表者の役職氏名を記入すること。
- (3) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(ロ) 申請者の概要

- (1) 「1 個人、2 法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。法人の場合には、会社形態について該当する番号を○で囲み、該当するものがない場合には、「合名会社」、「合資会社」等、具体的に記載すること。保険業法第2条の2第1項第1号に規定する法人でない団体である場合には、当該団体を保有者として提出せず、代表者又は管理人を保有者として提出すること。また、この場合には、当該団体名及び申請者の当該団体との関係等を記載すること。
- (2) 「事業の種類」欄には、当該申請者が事業を行っている場合にのみ、申請しようとする日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。
- (3) 申請者が個人である場合は「個人」欄に、法人の場合は「法人」欄に必要な事項をそれぞれ記載すること。
- (4) 「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。
- (5) 「資本金額」欄には、資本金額又は出資総額を記載すること。

(ハ) 申請者が保有する議決権の数及び議決権保有割合

その日の取引が全て終了した後の提出者が現に保有する少額短期保険業者の議決権の数を記載すること。

(ニ) 保有の目的

「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

(ホ) 取得資金

(1) 取得資金（累計）の内訳

届出又は報告義務が発生した日に保有する議決権を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「その他」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、具体的な取得原因を記載すること。

(2) 借入金の内訳

「① 取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。

「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」（金融商品取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。